

浅麓汚泥再生処理センター使用承認申請書（排出事業者用）

令和 年 月 日

浅麓環境施設組合長 様

下記のとおり浅麓汚泥再生処理センターを使用したいので、誓約書を添えて申請しますから承認下さい。

なお、事業所から排出される生ごみについては、分別の徹底を図るとともに、使用料の滞納なく納入いたします。

承認申請者	事業所名 (代表者名)			印
	住 所			
	主な業務内容			
	電話番号			
	F A X			
	担当者名			
生ごみ月平均搬入量				k g
収集運搬委託業者名		自己搬入 ○印		

* 自己搬入の処理料金は、原則現金払。

* 現金払ができない事業所については、原則口座振替払。

* 収集運搬委託した場合は、翌月末までに原則口座振替払。

承認年月日	令和 年 月 日	承認番号	
組合処理欄			

構成市町へ報告	報告処理年月日	令和 年 月 日
---------	---------	----------

誓 約 書

浅麓環境施設組合長様

住 所

事業所名

代表者名

印

私は、浅麓汚泥再生処理センター（以下「センター」という。）の使用承認（搬入）を受けるにあたり、下記事項を遵守します。

もし、この誓約に反したときはセンターの使用を停止されても異議はありません。

記

1. 生ごみの搬入に際して

- (1) 生活環境の保全上支障なく、センターの処理能力をもって対処することが可能と認められる物以外は搬入しません。
- (2) 廃棄物の内容について、センターの管理者又は係員の検査の結果、センターで処理が困難と指示された場合は、私の責任において別に処理します。
- (3) 廃棄物の分別をし、再利用や資源回収を積極的に行いごみの減量に努めます。
- (4) 廃棄物を道路等に飛散や流出しないよう運搬車に必要な措置を行いません。
- (5) 承認証は、紛失しないよう十分な保管管理を心掛けるとともに、承認証を他人に貸与したり不正に使用することは致しません。
- (6) 決められた区域（収集運搬許可市町）以外の廃棄物の搬入は行ないません。

2. 処理手数料について

- (1) 処理手数料については、組合の指示された納期までに納入し、滞納はしません。
- (2) センターを使用しなくなった時は、ただちに組合へその旨申し出、承認証を返還するとともに、処理手数料を精算納入いたします。

3. 処理場内外での諸事故について

- (1) 人身、物損等不測の事態が生じたときは、私の責任において処理します。仮に紛議が生じても組合には迷惑をかけません。

以上

浅麓汚泥再生処理センター搬入車両届出

令和 年 月 日

浅麓環境施設組合長 様

事業所名				印
住所				
運搬ごみの種類○印	生ごみ		下水道汚泥	
電話番号				
車両番号 (ナンバー)				
最大積載量	k g			
主たる運転者氏名				
車両の種類	パッカー車	ダンプ 車	その他	
車両寸法	全高	m	・ 全巾	m
			m	・ 全長
				m

*投入カード発行料500円

登録年月日	令和 年 月 日	登録番号	
組合処理欄			